特集 1

『事実を明らかにし怒りをとき放つ』・『水平運動史研究』出版後

キム　チョンミ（金靜美）

要　約

水平社（日本の被差別部落民の社会運動組織）は、創立時（1922 年 3 月）から日本の朝鮮植民地を前提としており、その運動の思想は日本国家主義・天皇主義・日本ナショナリズムであった。

現在、日本人部落史研究者のほとんどは日本国家の他地域・他国侵略を主体的に否定できないでいる。

日本史の中には、アジア史、世界史が内包されているのだが、これまで、日本人によって日本民衆の「解放」（あるいは利益）のための水平運動史が、一国的に「研究」されてきた。現在も日本人による水平運動史研究のうち、研究者自身の日本ナショナリズムを主体的に克服しようとしてなされているものは極めてすくなく、したがって、水平運動の内部の民族差別的性格が明るみにだされることがほとんどない。

水平社の「朝鮮衡平社との連帯」の試みは、日本朝鮮植民地支配を前提としていた。

水平社が国民国家日本の朝鮮植民地支配に組織的に反対したことはなかった。1937 年に水平社は、創立時よりさらに強固に天皇主義者・ナショナリストの団体となり、アジア太平洋侵略戦争に積極的に加担した。

日本敗戦（1945 年 8 月 14 日）の後も天皇制は廃絶されず、水平社（現、部落解放同盟）は戦争加担の事実をあいまいにしたまま、歴史的犯罪の責任をとろうとしていない。

キーワード：衡平社、水平社、民族差別批判、侵略の時代、世界史

はじめに
㈠ 民族差別批判
㈡ 虚言者松本治一郎
⑴「私はいつも反戦的な思想を表明していた」

⑵「一体、私が何で戦争に協力しよう」
⑶「不可侵・不可被侵」・「世界の水平運動」
⑷ 土建業・高額所得者・「部落解放の父」
⑸ アジア太平洋戦争協力扇動者・「解放の父」松本治一郎
㈢ 水平社
㈣ 衡平社
㈤ 松本治一郎死後の部落解放運動
㈥ 日本の部落解放運動史研究・水平運動史研究の現状
おわりに

はじめに

わたしが『水平運動史研究【民族差別批判】』を発表したのは、1994 年 1 月だった。同書に、わたしは小冊子『事実を明らかにし怒りをとき放つ――アジア民衆史のために――』(1991 年 2 月、自費出版) の一部分を改稿して収録している[1)]。

『水平運動史研究』の序章「侵略の時代をおわらせるために」で、わたしは、

> 「日本民衆のおおくは、現在も天皇 (制) を支持し、侵略責任 (植民地支配責任・戦争責任・戦後責任) をとろうとしていないが、それは侵略を継続していることを意味している」

と書いた。

それから 30 年あまりの歳月が過ぎたが、侵略の時代はおわっていない。

『水平運動史研究』の「あとがき」に、つぎのように、わたしは記した。

> 「「水平運動史研究もまた、世界史研究の一環であり、水平運動に内包されている世界史を発見する道である。
>
> 日本史の中には、アジア史、世界史が内包されているのだが、これまで、日本人によって日本民衆の「解放」(あるいは利益) のための水平運動史が、一国的に「研究」されてきた。これまでの日本人による水平運動史研究のうち、研究者自身の日本ナショナリズムを克服しようとしてなされたものはすくなく、したがって、水平運動の内部の民族差別的性格が明るみにだされることがほとんどなかった。日本ナショナリズムにとらわれていた水平運動が、日本ナショナリズムを克服しない人びとによって語られてきていたのである。そのような状況のなかから、「侵略戦争そのものをあるがままに受容した」とか「「東亜民族の協和」のなかに部落解放をまぎれこまそうとした」などという主張がうみだされている。

本書は、全国水平社の運動史を通史的に叙述するものではなく、水平運動・部落解放運動の根本にかかわる過去と現在の諸問題の全構造の解明を展望しつつ、水平運動・部落解放運動における民族差別思想と民族差別行為の根を歴史研究の領域で実証的に解明しようとするものである。

本書の表題を『水平運動史研究――民族差別批判――』としたのは、本書が水平運動・部落解放運動につらぬかれている民族差別の分析を中心課題としていることを、はっきり示すためである。

本書でわたしがおこなおうとしたことは、松本治一郎氏らの侵略・民族差別行為や日本人「研究者」らの欺瞞行為の糾弾ではない。本書でわたしは、かれらのことばや行為の社会的歴史的原因を分析しようとした。原因を解明し、その原因をうちくだいていかなければ、おなじことがくりかえされる。

わたしは、一九七〇年代のはじめから、朝鮮の被差別民衆の生活とたたかいにかんして歴史研究をつづけてきたが、その過程で、衡平社と水平社の連帯の試みが実らなかった歴史的原因をたしかめるという課題につきあたった。

一九一〇年から「八・一五」にいたる時期において、日本の植民地朝鮮の被差別民衆の解放運動と帝国主義本国日本の被差別部落民衆の解放運動とは、深い関係がある運動であった。しかし、運動の主体である朝鮮の被差別民衆と日本の被差別部落民衆は、連帯して運動をすすめることができなかった。日本民衆の生活の向上が植民地民衆の犠牲のうえになりたっていることを、日本民衆が拒否できないかぎり（あるいは、拒否しようとしないかぎり）、朝鮮民衆と日本民衆が真の解放の実現にむかって共闘することはできなかった。

日本の被差別部落民衆は、アジア侵略戦争の時代に、兵士、移民、憲兵、警官……としてアジア民衆に敵対した。

その歴史を総括しようとせず、戦争加担の事実をかくしたままおこなわれてきた「八・一五」以後の部落「解放」運動は、差別行政反対闘争をはじめとして、民族差別を内包していた。

侵略戦争煽動者・民族差別者が「解放の父」とされたままであったり、朝鮮人差別を内包した「オールロマンス闘争」が差別行政反対闘争の出発点として全面的に肯定されつづけていることは、日本民衆が、排外主義を克服していないことを示している。

いま、水平運動をとらえる視点と方法と思想が再検討されなければならないのではないか。

部落解放運動を主要ににになっている日本民衆には、民族差別を内包する部落「解放」運動を克服する理論の構築が緊急の大きな課題ではないのだろうか。

そのような理論の構築は、在日朝鮮人にとっても、意味をもつ」。

1994 年に書いた『水平運動史研究――民族差別批判――』のあとがきから、すでに 31 年がすぎた。部落解放運動をたたかっている日本民衆は、排外主義を克服できたであろうか？ 水平運動史・部落解放運動史の研究者は、民族差別を内包する部落「解放」運動を克服する理論の構築をなしえたであろうか？

広島部落解放研究所編刊『部落解放研究』に掲載する本稿で、わたしは、『事実を明らかにし怒りをとき放つ』・『水平運動史研究』出版後現在までの歴史認識の内実、思想運動・社会運動の質と構造を概観しようとした。

㈠ 民族差別批判

日本史の中には、アジア史、世界史が内包されているのだが、これまで、日本人によって日本民衆の「解放」（あるいは利益）のための水平運動史が、一国的に「研究」されてきた。これまでの日本人による水平運動史研究のうち、研究者自身の日本ナショナリズムを克服しようとしてなされたものは極めてすくなく、したがって、水平運動の内部の民族差別的性格が明るみにだされることがほとんどなかった。

㈡ 虚言者松本治一郎

⑴「私はいつも反戦的な思想を表明していた」

「八・一五」のあと、1947 年に、松本治一郎は、

「私は戦争中は全水運動と共に、反戦的な言葉をつねに洩らし戦争の負けることを語つていた」［松本 , 1947：6］といい、1948 年にも、

「私はいつも反戦的な思想を表明していた」［松本 , 1948：204］、

と公言した。

⑵「一体、私が何で戦争に協力しよう」

1954 年に松本治一郎は、

「一体、私が何で戦争に協力しよう。

天皇制を強化し、華族や軍人をのさばらせるような戦争に協力するはず

がない」［松本 , 1954：51］、
といった。しかし実際には、松本治一郎は衆議院議員の一人として、一般の日本人よりはるかに積極的に朝鮮人青年の徴兵に加担していた。

1939 年 11 月に松本治一郎は「衆議院代表慰問団」の一人として、中国北部に侵入していた[2)]。

1942 年 4 月に、土木請負業・興亜議員同盟所属の松本治一郎が福岡県第一区翼賛政治協議会から推薦されて立候補した。そのときの松本治一郎の選挙公報には、つぎのようなコトバが書かれていた[3)]。

立候補の御挨拶
仕事の為には汗を流せ
人のためには涙を流せ
御国の為には血を流せ
……
『御国の為には血を流せ』とは、一死君国に奉ずる大政翼賛、臣道実践の決意を披瀝したものであります。

1943 年 2 月 20 日に東条政府は「朝鮮同胞」を「皇軍ノ兵員」とするための「兵役法中改正法案」を議会に提出した［大蔵省印刷局 , 1943］。

斎藤隆夫（1870 年 9 月 13 日生）は、1912 年に立憲国民党衆議院議員選挙に立候補して当選。1940 年 2 月 2 日の第七五帝国議会で「支那事変処理中心とした質問演説」（「粛軍演説」）をおこない 3 月 7 日に議会内の投票によって議員を除名された（反対 7、棄権 144、賛成 296、松本治一郎は登院して棄権[4)]［大蔵省印刷局 , 1940］。

斎藤隆夫は一九四二年の翼賛選挙のとき非推薦で兵庫県五区から最高点で再当選した。翼賛選挙の時、松本治一郎は推薦候補となり、「御国の為には血を流せ……」と言って当選し、以後、さらに強く日本の侵略戦争に協力していた。

⑶「不可侵・不可被侵」・「世界の水平運動」

1939 年 8 月 23 日に不可侵条約がナチス・ドイツとソ連のあいだに締結された（ドイツ語：Deutsch-sowjetischer chtangriff。英語：German-Soviet Nonaggression Pact）。

「不可侵」というコトバは、文字通りには「侵」は「不可」である（侵略をしてはならない）という意味だが、ヒットラーとスターリンは、「不可侵」というコトバをつかってポーランドを侵略した。松本治一郎は、「八・一五」以前に全国水平社委員長・国会議員などとしてアジア太平洋侵略行動を実践していた。

「八・一五」後、松本治一郎は、それまでの自己の犯罪行動をまったく反省しないで、「不可侵・不可被侵」というコトバを使いはじめた。「不可被侵」というコトバは、松本治一郎とその無批判な追随者以外は使っていないコトバである。1868 年の維新クーデタ後、アジア太平洋侵略をくり返していた日本人が「不可被侵」というコトバを使うのは、アジア太平洋の民衆にたいする底しれない犯罪である。

日本人の全国水平社・部落解放運動史研究者のだれひとり、このことばを批判していない。

1977 年に、『不可侵 不可被侵　松本治一郎対談集』と題する「部落解放新書」が発行されている。同書冒頭の 1976 年 2 月 22 日付けの「「部落解放新書」刊行のことば」の末部に、

「「不可侵 不可被侵」に表現された人間の独立と尊厳を実現するために闘かう」、

という解放出版社の署名文が掲載されている［解放出版社 , 1977 : 4］。

1992 年に出された、平野一郎[5)]［1992 : 71］が書いた『松本治一郎・小伝』という名の「ブックレット」に、

「一九四五年九月一八日、敗戦議会から福岡へかえってきた松本治一郎さんは、西日本新聞の記者にこう話しています。「私は二十数年間、毎年の書き初めに『不可侵 不可被侵』の七文字を書きつづけてきた」、

と書かれており、そのカバーに「不可侵 不可被侵　一九五六年元旦　松本書」という書き文字の写真がのせられている。1945 年の 20 年前は、1925 年である。松本治一郎は、水平社創立ころから「不可侵 不可被侵」というコトバを使っていた、と平野はかたっていた。

2006 年に、事務局の住所を福岡市とする水平同志会という名の「会」は、

「〔1945 年〕12 月に地元福岡の新聞に掲載された記事によると、「……社会党の松本治一郎代議士は自己の多年にわたる社会闘争の最終目的として『九州共和国』実現へ挺身する旨の決意を表明した」、……「日本を東部、中部、西部と分けた連邦共和国をつくり、その地方地方の独自性を活かし、侵すべからず侵さるべかざるの武装なき国家を建設し、人民の恒久的平和を樹立しなければならぬ……」としている」、

と書いている［水平同志会編 , 2006］。

2022 年 9 月 10 日の『西日本新聞』に部落解放同盟前中央執行委員長組坂繁之からの「聞き書き」が掲載された。そこには、次のように書かれている。

「「不可侵（ふかしん）　不可被侵（ふかひしん）」

解放の父、松本治一郎先生の座右の銘です。「侵すべからず、侵さるべからず」とも読みます。

解放運動を始めて間もない頃、地元の集会所にあった「松本治一郎伝」を読んで知りました」。

⑷ 土建業・高額所得者・「部落解放の父」

福岡県の国会議員だった松本治一郎は、1940 年ころ日本陸軍の飛行場建設の情報を知り、周辺の土地を買いあつめ、私有地にし、日本陸軍に高額で売った。松本治一郎は高利貸もしていた。松本治一郎死後、巨額の遺産は松本治一郎の遺族が相続した。

松本治一郎の子や孫は世襲議員となった。孫の松本龍が公開した 2011 年の資産総額は 7 億 6000 万円余（そのほとんど 7 億 3000 万円余が不動産）だった［FACTA 編集部 , 2011］。

2023 年 5 月に、解放出版社は、『解放の父 松本治一郎への手紙　全国水平社を支えた人々との交流』と題する本を発行している。

⑸ アジア太平洋戦争協力扇動者・「解放の父」松本治一郎

松本治一郎は、1942 年 3 月 24 日に、「私ハ 豫ネ支那事變勃發以前ヨリ、日本ト支 那ハ相戰フベキデナイ、……東亞十億ノ同胞ニ對シ、苛歛誅求至ラザルナク侮辱、壓迫、搾取ノ限リヲ以テ君臨 スル此ノ米英ヲ擊攘スベシ、日支對米英ノ 戰ヒコソガ、押シ擴ゲラレタル世界ノ水平運動デアリ、東亞ヲ救フ道ナリト主張シテ 參ツタノデアリマス」と発言していた [6]。

松本治一郎は、1943 年 2 月 12 日、翼賛議員のとき、朝鮮人徴兵法案（「兵役法中改正法律案」）に賛成した。

㈢ 水平社

1919年3月1日に開始された朝鮮での3･1独立運動､4月インド北部のアムリッツァー大虐殺、5 月 4 日に中国で開始された 5・4 運動の 3 年後、1922 年 3 月に日本で創立された全国水平社は、はじめから日本の朝鮮植民地化を前提としており、全国水平社の運動の思想は、はじめから日本国家主義・天皇主義・日本ナショナリズムだった。

全国水平社は、朝鮮植民地化を肯定する（日本国家が朝鮮を日本領土としていることを前提としている）日本人の社会組織であった［金 , 1989］。

全国水平社創立大会で配布された宣言には「植民地主義への協力」を拒否する思想は表明されていない。

西光万吉、平野小剣……は、植民地支配を前提にして社会運動をおこなっていた。かれらの「熱と光」は「侵略者の熱と光」であった。

1900 年に烽起した義和団に対して、ロシア、イギリス、日本、アメリカ合州国、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア・ハンガリーの軍隊が中国に侵入し、義和団解散後も駐屯しつづけた。1937 年 7 月 7 日の「七・七事変」のあと、日本軍は、上海、桂林、重慶などの都市部への空爆をくりかえした。おおくの民衆を殺傷した無差別空爆を国家主義者西光万吉は、「支那の植民地文化のみならず全アジアの植民地文化を揺り震わせる」と称して支持した［西光 , 1974：85］。

1992 年に、師岡佑行［1992：6：139：155］は、「西光は戦後も「高次的タカマノハラの展開」の考えに誤りはなく、天皇に戦争責任はないと考えていた」、「「高次的タカマノハラ」とは……西光にとっては、搾取や抑圧のない理想社会であった。そして日本軍はその使命をになった軍隊だとみなした」、「「高次的タカマノハラの実現」をめざし、それを日本だけでなく、すべての国々におよぼそうとした」と述べている。

2005 年に、加藤昌彦［2005：72-7］、［2007：4,5］は、西光万吉の「和平政策」について、朝鮮戦争を契機に出されたものであるとして、「日本最初の国際平和貢献政策」と評価し、2007 年に、「西光の没頭した和平栄政策は、日本の軍国主義の解体とともに成立した非武装憲法の基礎の上に創られたもの」、「おそらく世界でも初めての国際平和貢献政策であった」とのべている。

2015 年に、友永健三［2015：95-6］は、「戦争に協力したということで、水平社の幹部ではっきり自己批判した人は西光さんだけでした。偽装転向で天皇制に協力するように見せかけていた人もいますが、西光さんは、一時期、天皇主義で運動をやっておられました。それがまちがっていたことに気づいて、晩年は、世界がひとつの国になれば戦争がなくなると、世界連邦の運動をしました」と事実と異なる発言をしていた。

友永健三の『部落解放を考える』には、このような史実ではないことがくりかえし書かれている。「水平社の幹部ではっきり自己批判した人は西光さんだけでした」というのは偽りである。じっさいには、松本治一郎をふくめ「水平社の幹部」はすべて日本の侵略戦争に「協力」し、そのことを「自己批判」しなかった。「金鵄」をかかげてアジア侵略戦争に積極的に加担した西光万吉もまともに自己批判せず、「八・一五」ののち、なしくずしてきに部落「解放」運動にかかわっていた。

吉田智弥［2002］『忘れさられた西光万吉　現代の部落「問題」再考』には、事実と異なることは書かれていない。

2023 年 5 月に、西光万吉顕彰会共同代表理事飯田敬文［2023：3-5］は、「西光さんは水平社運動を不戦運動として展開しようと尽力されました」、「西光

さんは……戦争協力への深い反省をもとに不戦和平の思想を練り、新たな水平運動を起こすのだと考えていたと思います」、「2021 年には、解放同盟和歌山県連、大阪府連、奈良県連、西光万吉顕彰会などが主体となり、「西光万吉文化・平和活動奨励賞」を創設しました」と書いている[7)]。

西光万吉は、日本軍の空爆で殺されたアジア太平洋民衆の生と死を想像することができない人間だった。そのような日本人は現在も多い。

西光万吉の言行を批判する日本人がきわめて少ない日本の思想状況のなかで、山口直樹［2024：8］は、2024 年 10 月に、

> 「西光万吉は、1928 年 3 月 15 日に治安維持法違反で逮捕され、国家社会主義に転向を遂げる。1933 に仮出獄した後は、1935 年に阪本清一郎、米田富らと『街頭新聞』を創刊、1937 年には、皇国農民同盟の推薦をうけ衆議院選挙に立候補した。そして、1938 年には『新生運動』を発行し高次高天原の理論を展開、アジアへの侵略戦争に日本の被差別部落民衆を扇動した」、

と書いている。

1940 年 8 月 28 日に開催された全国水平社第十六回大会のポスターには、「皇紀二千六百年　全国水平社第十六會大会　融和問題完全解決體制の樹立　天業翼賛　大和協同　赤子一体」と書かれていた［大阪人権博物館 , 2010：89］。

㈣ 衡平社

1923 年 4 月 24 日に、慶尚南道晋州で朝鮮衡平社（被差別民「白丁」の解放組織）が結成された。

1924 年 3 月 3 日に、全国水平社第 3 回大会で、「朝鮮ノ衡平運動ト連絡ヲ図ルノ件」、「内地ニ於ケル鶏林同胞ノ差別撤廃運動ヲ声援スルノ件」、「鮮人取扱ヒニ関シテ政府ニ警告スルノ件」が可決された。

全国水平社の「朝鮮衡平社との連帯」の試みは、日本朝鮮植民地支配を前提としていた。

全国水平社が国民国家日本の朝鮮植民地支配に組織的に反対したことはなかった。

全国水平社は、1937 年に日本ナショナリスト集団になってアジア太平洋侵略戦争に積極的に加担した。

衡平社第 2 回大会にあてた全国水平社の“祝辞”と“謝辞”に付けられた解説には次のように書かれていた（「我々人間禮讃者には國境の誤解がない、まして同文同種同家内に於ける一海峡をやである」［全国水平社 , 1924］。

1926 年に、独立運動にかかわったとして、衡平社員多数が逮捕され、実刑判決を受けた（「高麗革命党事件」）。李東求は 1931 年 10 月 7 日、出獄、そのまま衡平社員の下で療養中の 1933 年 10 月 7 日に、死亡した［金 , 1988：134-55］。

植民地朝鮮では、1925 年 4 月、ソウルで朝鮮共産党が創立され、1926 年に「6・10 独立運動」がたたかわれた。この時期、植民地朝鮮では、弾圧がよりはげしい時代であった。

衡平社は、第 7 回大会（1927 年 4 月 24 日～ 25 日）で、水平社との提携は保留すると決議した［金 , 1988：220-70］。[8)]

㈤ 松本治一郎死後の部落解放運動

松本治一郎の死後も、松本治一郎を「解放の父」とし、松本治一郎の侵略犯罪を隠蔽する人たちが、2025 年のいまも絶えない。

松本治一郎は、1966 年に死んだが、平野一郎は、1989 年に、「ネール・周恩来らの提唱による「バンドン会議」は、部落解放運動の父、松本治一郎が提唱した「世界の水平運動」の大きな地歩といえるものでした」と書いている［平野 , 1989：289］。2022 年 4 月に、部落解放同盟大阪府連合会の赤井隆史は、ロシアのウクライナ侵略にかかわって、「今こそ、「不可侵不可被侵」の思想を」という題名の文を発表している［部落解放同盟大阪府連合会 , 2022］。

㈥ 日本の部落解放運動史研究・水平運動史研究の現状

広島部落解放研究所編刊『部落解放研究』に掲載する本稿で、わたしは、『事実を明らかにし怒りをとき放つ』・『水平運動史研究』出版後現在までの歴史認識の内実、思想運動・社会運動の質と構造を概観しようとした。

全国水平社創立のころから日本の被差別部落史について発言する日本人が出てきたが、そのなかに全国水平社が朝鮮を日本領土としていることを前提としていた歴史事実を根本問題だとしている研究者はほとんどいない。

高橋貞樹は、『特殊部落一千年史』（更生閣、1924 年 5 月発行、直ちに発売禁止）で、次のように書いている。

> 「資本家経済の下における労働者は、それが部落民であろうと、普通民であろうと、朝鮮人であろうと、等しく商品としての労働力である」、「特殊なる歴史と存在を有する古代奴隷制度の遺産なる社会群がある。部落民や支那の苗族はこれに属するが、われらと条件を同じうする朝鮮の白丁が、昨年衡平社の運動を起こせるは意味深きことである」、

と書いている［高橋貞樹 , 1992：266］。

2025 年 10 月現在、部落史研究者として発言している友永健三、寺木伸明、渡辺敏雄、朝治武、水野直樹、黒川みどり、関口寛、駒井忠之、藤野豊……は、すべて日本国家の他地域・他国侵略を否定できないでいるようである［朝治・黒川・関内・藤野 , 2002］。

1990 年に、藤野豊は、わたしの批判に反論しようとして「［全国水平社は］侵略戦争そのものをあるがままに受容したのである」とのべた。それにたいし、わたしは 1991 年春に「「侵略戦争そのものをあるがままに受容した」とはどういうことなのか」と質問し（『部落解放研究』79 号）、藤野の歴史研究の方法の根幹にかかわる批判をした。

1994 年に、藤野豊［1994：40］は、『水平運動史研究』に触れつつ「単なる告発に終わることなく……「皇民」意識の科学的分析をめぐる論議にまで高めていければ、日本現代史研究に大きな問題を提起することができるであろう」と述べた。「告発」と研究上の批判はことなるものだが、藤野豊はそのちがいを理解しなかったようだ。

2025 年、あらためて、全国水平社および部落解放運動の研究者に問いたい。「［全国水平社は］侵略戦争そのものをあるがままに受容したのである」とはどういうことなのか？

わたしは、1996 年に、「日本における国民国家形成の過程は日本国民形成の過程であり、日本の国境をおしひろげる過程であった」と発言した［金 , 1996a：130］。

藤野豊は、1991 年のわたしの批判にこたえることができないまま現在にいたっている［金 , 1996b：357-9］。

> 朝治武は 1995 年に、『部落解放研究』103 号の「近年の水平運動史研究」で、「近年の論点のひとつに、戦時下における水平社の戦争協力という問題があると思います」、「これまでは問題そのものを避けたり、また旧活動家や現在の運動への遠慮があって、タブー視されてきて、たとえ研究があっても偽装転向論だとか、実質転向論で、基本的には擁護のスタンスだったように思います」、「キムさんが藤野さんを批判して多少の議論がありましたが、……藤野さんはある意味ではキムさんの批判をそらしているように思えます」、「私は、この分野に関してのキムさんの問題提起と批判を謙虚に受け止める必要があると思っています」、
> と述べていた［朝治 , 1995：81］。

2005 年に発表したでは、朝治武は、「……戦争指導者の戦争責任や日本政府および企業の戦争加害の実態が次第に明確になってきたが、長きにわたっ

て日本国民各層の戦争協力や戦争責任が問われることは少なかった。日本の国民各層は、もっぱら戦争被害者であるという認識をもっていたのである」として、「戦後部落解放運動史研究においては、全国水平社の戦争協力をふまえて戦後部落解放運動の戦争責任に関する論点を深めようとする研究は現在にいたるまでほとんど現れることはなかった」、「しかし今日的には、戦争責任だけでなく戦後責任も問われているといえる」と書いている。このころまでは、朝治武は、全国水平社やその関係者の侵略戦争への協力の事実の解明を意識していたと思われる［朝治 , 2005：25-6］。

しかし、おなじころから、朝治武は、全国水平社の侵略戦争支持・積極的加担にかんして分析しなくなったように思われる。

2013 年に朝治武は、平野小剣の伝記（『差別と反逆　平野小剣の生涯』筑摩書房）を出したが、同書で平野の言行の侵略性を消し去る叙述をくり返している。

2012 年に、朝治武は、「水平社宣言の歴史的意義」について書き［朝治 , 2012：68-113］、2019 年に水平社博物館の公開講座（第 19 期水俣学講座）で、「全国水平社創立宣言の歴史的意義」というタイトルで話しているが、水平社が創立時から日本の朝鮮植民地化を前提として社会運動をおこなっていたという根本問題にまったく触れていない［朝治 , 2020：11-29］。

2024 年には、松本治一郎について、「反ファシズムを掲げた全国水平社中央委員長の松本治一郎は、1936 年 2 月 20 日の衆議院議員選挙に当選し、反ファシズムを前進させるため社会大衆党と左派の労農無産協議会（労農）の無産議員を統一させようと努力した」と書いた［朝治 , 2024：129］。

「全国水平社が日中戦争に協力したという痛恨の歴史的事実」、「戦時期の水平運動については……必ずしも研究が深められているわけではない」、「戦時期の部落問題と水平運動に関する研究の新たな進化が必要とされている……その一翼を私も……担っていきたい」と書いている［朝治 , 2024：129］。

2024 年に朝治武は、松本治一郎について、「反ファシズムを掲げた全国水平社中央委員長の松本治一郎は、1936 年 2 月 20 日の衆議院議員選挙に当選し、反ファシズムを前進させるため社会大衆党と左派の労農無産協議会（労農）の無産議員を統一させようと努力した」と書き［朝治 , 2024：129］、「全国水平社が日中戦争に協力したという痛恨の歴史的事実」、「戦時期の水平運動については……必ずしも研究が深められているわけではない」、「戦時期の部落問題と水平運動に関する研究の新たな進化が必要とされている……その一翼を私も……担っていきたい」と書いている［朝治 , 2024：133］。

原稿を依頼されたあと、史資料探索と収集、本稿執筆の過程で、わたしは 21 世紀にはいってからの日本人の部落解放運動史研究にかかわるかなりの量

の論文･書籍を通読した。そして、彼女･彼らの多くの研究方法の非科学性（厳密な実証性の欠如、先行研究の無視）に強く疑問をいだいた。

20 世紀末からの研究にかぎっても、19 世紀後半期から現在に至る日本国家の他地域・他国侵略の歴史の実証的研究は、あまりに少ない。

全国水平社は、創立時（1922 年）から日本国家の朝鮮植民地化（「韓国併合」）という歴史事実を肯定して運動をはじめた日本の組織であった。

全国水平社は、関東地域の大地震（1923 年）のとき、多くの朝鮮人・中国人が虐殺された事実を知りながら組織としては沈黙していた。

松本治一郎、西光万吉らは、日本国家の他地域・他国侵略戦争に協力した。

水平運動史を研究している日本人のほとんどは、全国水平社の戦争協力の歴史を積極的に実証的に明らかにしようとしていない。

戦争には、侵略戦争、侵略とたたかう独立戦争、帝国主義諸国の植民地争奪戦争がある。

全国水平社・部落解放運動の日本人研究者は、「戦時下」の全国水平社・部落解放運動について述べるとき、その戦争がじぶんたちの侵略戦争の「戦時下」であることを明確にしていない。

わたしは、『事実を明らかにし怒りをとき放つ』･『水平運動史研究　民族差別批判』で松本治一郎、西光万吉らの侵略犯罪の一部とかれらの虚言・空論の一部を実証的に明らかにした。

しかし、20 世紀末から全国水平社とその指導部の戦争協力を積極的に実証的に明らかにしようと日本人水平運動史研究者はさらに少なくなっているように思われる。それは、現在の右傾化する日本の政治･社会･文化状況を反映している。

1999 年、日本で「国旗・国歌法」制定されて以降、日本の政治・社会状況の右傾化が強まってきた。わたしは、日本のアジア太平洋の侵略史を明らかにする民衆運動に参加しているが、そこでも、日本の政治・社会状況の右傾化の影響を実感している。

2023 年 7 月に出版された『広島の部落解放運動　県水平社創立 100 年』の第一章「県水平社創立と敗戦後」の第七節の表題は「水平社と帝国主義戦争」である。ここには、

> 「一九三七年七月、日本は中国への本格的侵略戦争へ突入し、翌年三月には国家総動員法が成立した。先立つ二月には全国水平社は、国策に沿って運動を進めると表明し、綱領を改め国家総動員体制への積極的参加を運動方針とした。こうして水平社は、帝国主義の侵略戦争の道を積極的に歩むことになった。つまり、戦争の向こうに自己解放があるかのように

考えたのであった」

と書かれている［小早川 , 2023：109］。

水平社が積極的に日本国家の他地域他国侵略戦争に加担した事実を語る部落解放運動組織はまれである。

小早川明良は、2025 年 10 月 26 日に、「「戦争暴力という出来事」の協力者は、暴力の発生を必然とする因果構造の中に組み込まれている。戦争を開始したのは国家だが、国家の戦争を支持した水平社は、その構造に組み込まれていた。被差別部落民の戦争参加を促進し鼓舞するイデオロギー装置となった、そのイデオロギーがなければ国家の戦争は成立しなかった」と述べた［小早川 , 2025：64］。

小早川明良は、2009 年に発表した「国民を自覚する装置――部落問題研究の新たな枠組みのために――」の最終部に、

「官僚は、人民を「家」のかたちで登録する正確不変なはずの戸籍をいとも簡単に変更した。この時、被差別部落民は、「真正の国民」として再登録され、国民としての自覚を強めた。解放の概念であったはずの「国民化」が、抑圧の概念になるには時間を要さない。「同じ国民として許されない差別」を受けるごとに、「国民」である自己を再認識させる。本稿は、そのような装置が完成する過程を解明し、もって従来の部落問題認識への対抗パラダイムを提示した」

と書き［小早川 , 2009：91］、そして、

「「家」は、本来私的機関であるが、戸籍制度の確立によって、その運営主体を国家が掌握することとなった。戸籍は、被差別部落民を含むすべての人民を「国民」として特定し、国籍を確認し、家族秩序を通して一族内の主従関係＝支配関係と私的所有の帰属を明確にした。もって、暴力による国家秩序をイデオロギー的に補完することとなった」

と書いている［小早川 , 2009：88］。

小早川明良は、結論にいたる過程で緻密な実証作業を丹念に重ねつつ、国民国家日本（臣民国家）の暴力性・侵略性の根を暗示している。

おわりに

1945 年 9 月 2 日に、ホー・チ・ミン主席がベトナム民主共和国の独立を宣言した。その独立宣言（Tuyên ngôn độc lập）には、次のように書かれていた。

「1940 年の秋、連合国に対抗する拠点を更に築くため、日本のファシストがインドシナを侵略し、フランス帝国主義者らは跪いて日本に私たちの

国を明け渡しました。そのときから、私たち民族はフランスと日本という二重の枷をかけられたのです。そのときから、私たち民族は、日増しに困窮し、貧困にあえぎました。その結果、ついに昨年末から今年の初め、クアンチから北部にかけて、200 万人の同胞が餓死しました」(「独立宣言」より)。

ヒロヒトを日本国の他地域・他国侵略の最悪の責任者としていた日本国の民衆は、200 万人のベトナム民衆を餓死させた歴史的責任をとっていない。

日本天皇は、1868 年以後、現在まで、日本国の他地域・他国侵略の最悪の責任者である。

1889 年 2 月 11 日に発布された「第日本帝国憲法」の 1 條に「大日本帝国ハ萬世一世ノ天皇之ヲ統治ス」、3 条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と書かれており、1946 年 11 月 3 日に公布された日本国憲法 1 条には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と書かれている。

2025 年 10 月現在、部落史研究者として発言している日本人のほとんどは、日本国家の他地域・他国侵略を前提としていた全国水平社の社会運動を肯定している。

シオニスト国家(「イスラエル」)の軍隊は、2008 年末～ 2009 年 1 月にガザを空爆し、1300 人以上の住民を殺害し、さらに 2014 年 7 月～ 8 月に大規模な空爆と地上での砲撃などをくり返し、住民 2000 人以上を殺害し、住居、病院、道路……を破壊した。

さらにシオニスト国家は、2023 年 10 月 17 日からガザ全地域でジェノサイドをおこない、2 年あまりのあいだに、住民 6 万人以上を殺した。住居、病院、学校、農地、水道施設、道路……が破壊され、現在 50 万人が極端な飢餓状態にあり、30 パーセントの子どもが急性栄養失調となり、餓死した人も少なくない。

現在、シオニストは、毎日まいにちガザで非道な犯罪を実行し、人の命を奪い、ガザ地域の 8 割以上の建物(インフラストラクチャー)を破壊し、日々の生活で使うものを破壊し、書物・記録を焼き、3000 年以上前からのパレスチナの遺跡を破壊している。

ロシアの軍隊は 2014 年から現在までウクライナを空爆している。空爆は、その地の民衆を殺傷し、その地の未来と現在と過去を破壊する犯罪である。

この民衆殺傷、物の破壊・盗奪という事実を誰が、どのように認識し、伝達するのか。

伝達された者は、なにをなすべきなのか。

本稿を書いているあいだ、わたしは、ナクバ前後からのシオニストのパレスチナ侵略犯罪について考えていた。

空爆で破壊された建物の間に挟まれた人のことを伝えるテレビの映像をみるとき、わたしは、広島・長崎に投下された原爆で破壊され火のついた建物のなかで生きたまま死んだ人のことを思う。朝鮮戦争で殺されていった南北の同胞たちのことを思う。いまも、朝鮮の大地に埋められたままでいる遺骨たちのことを思う。

中華人民共和国の東トルキスタン植民地化、アメリカ合州国・イングランド・スペイン・ポルトガル・オランダ・オーストラリア・ニュージーランド・インド……の先住民虐殺史の継承など、世界の侵略犯罪の歴史は、日本の他地域・他国侵略とともに現在も続いている。

天皇制国家日本の軍隊がアジア太平洋の村や街を空爆し、多くの人や動物を殺戮していた時、その現代史を日本人はどのように認識していたのだろうか。現在その現代史を日本人はどのように認識しているのだろうか。現在その現代史を日本人はどこまで記憶しているのだろうか。

人新世というコトバを肯定的につかう日本人が 21 世紀にはいってから出始めている。

現在、天皇制国家日本の侵略犯罪・加害犯罪の責任をどこまで日本人は自覚しているのか。日本人は責任をとろうとしているのか。

本稿を書く作業は、世界の侵略犯罪の歴史を終わらせようとする社会運動の一環である。

注

1）『事実を明らかにし怒りをとき放つ――アジア民衆史のために――』（B5 版、138 頁）の目次と「あとがき」は、つぎのとおりである。全国水平社とそれにかかわった日本人の侵略責任を追求する作業の基礎となったものである。今回の論考に関係するので、ここに目次と「あとがき」を掲載した。

事実を明らかにし怒りをとき放つ――アジア民衆史のために――

目次

第一章「反差別・アジア侵略批判」

――「解放の父」・日本の大衆運動指導者の戦争責任に関して――

はじめに
㈠「解放の父」の戦争責任
［1］松本治一郎の戦争協力の実体
［2］「八・一五」以後の松本治一郎自身による虚言
A 事実に関するウソ
B 論理的虚言（考えられたウソ）
［3］松本治一郎に関する謬論あるいは虚論
［4］日本で松本治一郎が「解放の父」でありえたのはどうしてなのか
㈡「反アジア侵略・反差別」か「反差別・アジア侵略」か
㈢ あの時代に何をなし、何をなすべきでなかったのか！
あの時代に何をなしえ、何をしないでいることができたのか！
㈣ 全国水平社、日本の被差別部落民の戦争協力にかかわって探求されるべきこと
［1］全国水平社中央委員であった人びとの戦争責任にかかわって
［2］戦争協力の歴史は、全国水平社の伝統から排除できるのか
［3］日本の被差別部落大衆の戦争責任にかかわって
おわりに
第二章　アジア侵略・天皇制――差別の物質的基礎はなにか――
はじめに
㈠ アジア侵略は、アジア人差別思想の物質的基礎である
㈡ 朝鮮の屠牛業にたいする日本帝国主義者の介入・管理
㈢ 朝鮮の皮革産業への日本官民の介入――皮革産業・牛皮の軍事的役割――
㈣ 日本の被差別部落民は朝鮮でなにをやったか
㈤ 日本の被差別部落民と在日朝鮮人の関係
おわりに　天皇・天皇制を許容する思想・感性は侵略と差別を許容する
表１　朝鮮と日本における屠場数・屠牛数・畜牛数、比較一覧
表２　ソウルにおける一九二五年の屠牛状況
表３　慶尚南道における屠牛数および対日畜牛輸出数
第三章　「人間白丁」ということばが使われなくなる日のために
㈠「人間白丁」ということばの製造・使用・流布
㈡「人間白丁」とその日本語訳語「人間屠殺者」について
㈢ 中国では
㈣「人間白丁」ということばは朝鮮民主主義人民共和国の官僚の反民衆性を示す
㈤ 朝鮮統一の日
付一　東アジアにおける王政の廃絶について
はじめに

一、辛亥革命と三・一独立運動
二、ヒロヒト、プイ、バオダイ
三、王制を廃絶した分断国家の統一
四、在日朝鮮人にとっての天皇制と天皇
おわりに
付二　天皇制維持の根――なぜ日本人は天皇（制）を憎悪できないのか――
はじめに
一、日本における王政復古の歴史的意味
二、天皇一族の政治的・文化的役割
三、天皇（制）と日本ナショナリズム（国家主義、国粋主義）
四、天皇（制）残存の根拠
五、天皇制はかならず廃絶される
おわりに

あとがき

第一章「「反差別・アジア侵略批判」――「解放の父」日本の大衆運動指導者の戦争責任に関して――」は、『思想』1989 年 12 月号に発表した「朝鮮独立、反差別、反天皇制――衡平社と水平社の連帯の基軸はなにか――」につづく論文である。

1989 年秋に「朝鮮独立、反差別、反天皇制」の作業をすすめているとき、わたしは翼賛選挙推薦候補松本治一郎氏の「選挙公報」をはじめて見た。その後、1990 年春にわたしは、花岡でいのちを奪われた中国人労働者にたいする松本治一郎氏の「追悼之辞」の存在をはじめて知った。同じころ、花岡でたたかい、生きのこった人びとが、謝罪と賠償を要求して、四五年目に、あらたに運動をはじめた。

「輝く大東亜戦争」開始後、「御国のために血を流せ」といって翼賛議員となり、アジア侵略戦争にさらに積極的に加担した松本治一郎氏は、「八・一五」のあとになってから、「私はいつも反戦的な思想を表明していたわけであった」、「私は根つからの反軍国主義者であり、民主主義者である」、「戦争に協力するはずがない」、「荊冠旗の下に一日の休みもなく、身分的差別撤廃のために闘ってきた」、「アジアの独立と解放を主張し続けてきたわたくし」と自称した。その松本治一郎氏の実像を明白にすることは、とくに部落解放運動にかかわっている日本人（部落解放運動史研究者をふくむ）にとって、いま、アジア侵略戦争の戦中・戦後責任をとろうとするならば、避けることのできない作業だとわたしは思う。1942 年の「大東亜民族協和ノ基本国策樹立ニ関スル建議案」と「選挙公報」、1951 年の「追悼之辞」の三つの文献は、そのような作業をすすめるうえでの基本文献であろう。だが、これまで、この文献が論じられたことはなかった。

本章をわたしは、1990 年 8 月 25 日～ 26 日に開かれた「朝鮮人・中国人強制連行・

強制労働を考える交流集会」への参加準備をすすめるなかで書きはじめ、10 月すえにほぼ書きおえた。花岡の戦士をふくめ強制連行・強制労働させられ、たたかい、殺された朝鮮人・中国人労働者にとって、松本治一郎氏が「解放戦の戦友」であるはずがない。「解放戦の戦友」を自称した松本治一郎氏が、日本人によって「解放の父」とされてきた事実は、「八・一五」後四五年間たったいまも、強制連行・強制労働させられ、殺された朝鮮人・中国人の遺骨のありかはおろかその名もほとんど明らかにされていない日本の政治・経済・文化状況を反映している。

日本政府は、昨年 8 月 7 日、敗戦後四五年もたってからのわずか二か月間の不十分な「調査」の結果、労働者として強制連行した朝鮮人の名簿を最終結果であると称して公表した。しかし、その数は、日本内務省労務局（当時）が公表している強制連行者数（667、684 人）とくらべても、約十分の一の 79、578 人にすぎなかった。

また日本政府は、「軍人」、「軍属」、「従軍慰安婦」として強制連行・強制徴用した人びとについてはなんら調査しようとしていない。

7 万人あまりの名簿しか発見できなかったとする日本政府の発表は、信用できるものではなかった。たとえば、北海道の紋別郷土博物館に保管されている約 530 人の名簿も、赤平市、松前町、和寒町、標津町にある計 412 人の名簿も、日本政府のその「調査」結果にふくまれていなかった。日本政府は、行政レベルでの調査もまともにおこなわないまま、最終調査結果なるものを発表したのである。

日本国立公文書館に保管されている警察文書には、強制連行された朝鮮人の名簿がふくまれている。これ以外にも、同様の文書があるはずである。とくに、警察庁および都道府県市警察署に隠されている朝鮮人・中国人・台湾人関係文書はすくなくないはずである。

直接的に強制連行された朝鮮人・中国人の名簿とはべつに、昨年 7 月はじめになってようやく、日本厚生省の地下倉庫に、朝鮮人「軍人・軍属」と台湾人「軍人・軍属」の名簿が保管されていることが明るみにだされた。朝鮮人「軍人・軍属」の名簿（約 110 冊）は、日本陸軍関係文書で、それには、約 5 万人の朝鮮人の「入隊年月日」、「所属部隊名」、「階級」、「創氏名」、生年月日、本籍地、肉親の氏名のほかに、死亡、逃亡などの記録も記載されているという。

また、台湾人「軍人・軍属」の名簿（約 50 冊）には、約 1 万人の人びとに関して、朝鮮人と同様の記載がされているという。

このほかに、厚生省が保管している日本海軍関係の名簿（約 170 万人分）には、朝鮮人・台湾人もふくまれている。

厚生省援護局は、朝鮮人「軍人・軍属」の数を 242、000 人としており、台湾人「軍人・軍属」の死者の数を 30、306 人としている（台湾側の調査では 4 万数千人）。

日本政府は、日本軍の「軍人·軍属」とされた朝鮮人と台湾人、そして、日本、サハリン、クリール諸島に強制連行した朝鮮人・中国人の名をすべて明らかにし、済州島をはじめ朝鮮の各地から強制連行し「従軍慰安婦」としたすべての朝鮮人女性に謝罪し、補償すべきである。

また、日本政府は、北方および南方の諸地域で強制的に働かせた先住の人びとのすべてに謝罪し補償すべきである。

日本の被差別民衆の差別による苦しみと差別にたいする怒りが、全国水平社の指導者によってアジア侵略にむけて組織されることがなかったならば、その苦しみと怒りは、アジアの民衆の、天皇を頂点とした日本帝国主義者にたいする敵意と共鳴したかもしれない。

わたしは、「七・七事変」以後、日本民衆をアジア侵略に煽動した全国水平社の指導部の影響をはねのけた地点、あるいは全国水平社の指導部と無関係の地点で築かれたであろう日本の被差別民衆のアジア民衆との連帯の軌跡をさぐりあてたいと願っている。そのような軌跡は、侵略と差別の根源である日本の天皇制を廃絶する道につながっていると考えるからである。

そのような過去から現在につながる道を発見するために、歴史から学ばなければならない。過去から学ばなければ、おなじ過ちをくりかえすのではないか。

いつわりの歴史を前提にして語られる日本人のアジア人との「連帯」は、アジアの民衆にとってだけでなく日本民衆にとっても有害なものであろう。

いつわりにおおわれた「解放の父」の実体をはっきりさせる、本稿のような論文は、まず、日本人によって書かれるべきものであったという思いを、いまもわたしは強くもっている。

……

第二章「アジア侵略・天皇制――差別の物質的基礎はなにか――」は、第一章と平行して相関的に書きすすめたものである。

「朝鮮独立、反差別、反天皇制」で、わたしは、日本帝国主義者が朝鮮を植民地としていた時代に差別の重構造を破りうる連帯が朝鮮と日本の被差別民のあいだに形成されなかった歴史的原因のひとつとして、全国水平社の人びとが朝鮮独立という課題の根源性を理解していなかったことをあげた。それでは、なぜ、理解できなかったのか。本章では、その原因を思想の領域だけでなく経済の領域でもさぐろうとしたものである。その作業はまた、日本で「反差別・アジア侵略」という質の運動が生み出されてきた歴史的原因を探求する作業とかさなりあうものであった。しかし、わたしの力不足からここでは実証的に分析を深めることができず、研究されるべき数おおくの課題を

概括的に提示する以上のことはできなかった。機会をえ、おおくの人とともに課題の一つひとつさらに緻密にとりくんでいきたい。

……

第三章「「人間白丁」ということばが使われなくなる日のために」は、1985年末に書いた原稿をもとにして最近書きあげたものである。1990年代に入り朝鮮民主主義人民共和国の官僚の反民衆性は、外部に住む者にもよりあらわになっている。朝鮮民主主義人民共和国に住む同胞は、長いあいだ、「人間白丁」ということばを使う官僚の政治的・文化的抑圧に苦しめられている。

1987年冬に創刊され1990年春に10号で休刊した『民濤』誌にわたしは三度寄稿した。その『民濤』誌10号に「人間白丁」「サラム白丁」「人間屠殺者」ということばが使われていることにわたしが気づいたのは同誌10号発行後まもなくであった。わたしはすぐに編集部宛てに、ともにこの問題について考えていきたいと手紙をだしたが、すでに編集部は解散しており、同誌の代表であった李恢成氏から復刊時に訂正したいという返事があった。したがってこの問題は継続中の問題であるが、『民濤』誌に積極的に寄稿したわたしにも責任のある問題である。5年まえの草稿に加筆して本書に収録したのは、わたしの責任の一端をはたすためでもある。朝鮮民主主義人民共和国だけでなく日本においてもまさに人間の尊厳にかかわる差別語がいまも使われている。このことばの使用の背後には巨大な思想的な暗闇がひろがっているように思われる。このようなことばが使われることのない世界を築いていくためさらに努力をつみかさねていきたい。

……

付一「東アジアにおける王政の廃絶について」は、ヒロヒトの死後に書き、『民濤』7号（1989年6月）に発表したものである。

付二「天皇制維持の根――なぜ日本人は天皇（制）を憎悪できないのか――」は、1990年夏に書いた覚え書きである。「東アジアにおける王政の廃絶について」と「アジア侵略・天皇制――差別の物質的基礎はなにか――」をつなぐ内容のものであるので、未定稿であるがここに掲載した。

……

本書の一、二、三章は、これまでに発表した「十九世紀末・二十世紀初期における「白丁」」、「朝鮮の被差別民「白丁」――日帝下における生活と解放運動」、「朝鮮独立運動と衡水連帯の試み」などを改稿したものとあわせて、『衡平運動史論』と題して発表すべく準備をすすめていたものである。

しかし、このたび、『部落解放研究』78号（1991年2月）に掲載される予定であった小論「「侵略戦争そのものをあるがままに受容する」とはどういうことか」が、突然、掲載延期されたので、いそいでこのような形式で発表することにした。

筆者は、衡平運動史の研究を深めようとしていたが、その過程で全国水平社の運動史をとらえる必要にせまられた。ここに発表した「「反差別・アジア侵略批判」――「解放の父」日本の大衆運動指導者の戦争責任に関して――」は、とくに全国水平社委員長であった松本治一郎氏の言行に分析の焦点をあわせたものであるが、基本的には、アジア民衆史を探求するための作業である。他の論文とあわせて、本書の副題を「アジア民衆史のために」とした。

朝鮮人である自分がなぜ日本に住み、どのような朝鮮人であるのかをたしかめようとして歴史研究をはじめてからほぼ 20 年がすぎた。この間、不十分ではあったが、わたしが一貫して追求、してきたのは、アジアの民衆の生活と戦いの歴史であった。

最近の数年のあいだ、わたしはとくに中国東北部の民衆の歴史を探求してきた。ちかく刊行する『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史　序説』を、本書とともに批判していただければ幸いである。

そこでは、「東アジアにおける反日・抗日闘争の世界史的脈絡」、「吉林―会寧間植民地鉄道の建設から崩壊まで――中国東北部における朝鮮・中国民衆の抗日闘争の軌跡をたどって――」、「「安全農村」「集団部落」の建設と朝鮮・中国民衆のたたかい」、「帝国主義国日本の植民地鉄道防衛策――「鉄路愛護村」の場合――」、「帝国主義国日本の植民地鉄道防衛策――「鉄路自警村」の場合――」の五つの論文でアジア民衆の日本帝国主義者にたいするたたかいのありかたを探求したが、基本的な動機は本書とおなじである。

……

1991 年は、USA 軍を主力とする帝国主義諸国連合軍のイラク侵略とともにはじまった。いま、バグダッドをはじめイラクの各地でアラブ民衆が爆撃にさらされ、おおくの人びとが殺されている。そして、韓国も日本もその爆撃に加担している。

わたしは、この日本と韓国のアラブ民衆攻撃に責任を感じつつも、自分が非力であることを痛感せざるをえない。戦争協力の問題はまさに、いま現在の問題なのである。

日本に生まれ日本に住んできたわたしは最近、日本の第三世界侵略にも、天皇（制）の残続にも、責任があると考えている。日本の経済圏に生活しているわたしは、いやおうなしに日本帝国主義者の第三世界収奪と無縁ではありえない。在日朝鮮人は、日本帝国主義者の植民地支配の被害者であるが、第三世界の民衆には加害者となっているのではないか。

連続的に大量の爆弾で襲撃してくる連合軍と対決しているアラブの民衆には、連合軍に多額の補給を提供する日本に住む在日朝鮮人は、日本人とおなじく加害者となっているのではないか。

日本帝国主義者が直接的な暴力でアジアの民衆に襲いかかっていたとき、どれほどおおくの人びとがいのちを奪われたことだろうか。そして同胞のいのちを奪われつつ

も生きのこった人びとの天皇（制）や日本帝国主義者にたいする怒りはいまなお、とき放たれていない。

天皇制下の日本で生きているわたしは天皇（制）と日本帝国主義者への怒りをもちつつも、いまだそれをとき放つこともできていず、それからとき放たれてもいない。

「事実を明らかにし怒りをとき放つ」というとき、その怒りは天皇（制）や日本帝国主義者にむけられるもののみを意味しない。いつまでもとき放つことのできない怒りはみずからにもかえってくる。

みずからにかえってくる怒りは天皇（制）や日本帝国主義者にむける怒りとは質がちがうものであり、それは、変革への願いとおなじものであるともいえる。

二重の怒りから、おおくのアジアの同胞とともに解放される日のことを信じて、これからも、歴史研究の領域で、事実を明らかにするための作業をつみかさねていきたい。

アジアの民衆のまえに、日本の侵略の事実は、いまだすべては明らかにされておらず隠されていることがすくなくない。

ここに発表したものは、論文という形式でじぶんの歴史的ありかたを問いかえそうとするものである。

おおくのかたがたからの批判をうけ、ここで探求した諸課題を志をおなじくする人びととともにさらにふかめていきたい。

1991 年 2 月 20 日

二刷りにあたって

1991 年 2 月 23 日の第 13 回部落解放研究所会員会議歴史・理論部門での報告「部落解放運動史研究と日本帝国主義批判」を補おうとして、自費出版した本書は、筆者が思っていたよりも多くのかたがたに読んでいただくことができた。少部数を増刷するにあたって、初刷りの誤植を訂正し、いくらか加筆した。

初刷りを発行したあと、わたしは、17 年まえに『解放新聞』が『精解韓日辞典』の差別表現を指摘していることを知り、ついで同辞典の差別表現が、現在発売されている最新版でもくりかえされていることを確認した。この問題はいつまでも放置してはならないものなので、自己批判をこめてか加筆した（105 ～ 106 頁）。読者のみなさんとも力をあわせて解決していきたい。

『部落解放研究』第七八号に掲載予定であったが校了段階で掲載が延期された「「侵略戦争そのものをあるがままに受容する」とはどういうことなのか」は、同誌第 79 号に（1991 年 5 月下旬発行）に掲載された。同論文の内容は、本書の第一章と関連しているので、できればいっしょに読んでいただきたい。

……

「人間白丁」批判は、北の民衆の苦難の日の終わりを願いつつ書いた金日成政権にたいする批判であり、このような反民衆的な政治権力を、日本で支えてきた潮流にたいす

る批判である。わたしが、金日成政権の非人民性・反民衆性を強く実感したのは「人間白丁」という用語が継続的に使用されていることを知った1980年代のはじめであった。

政治権力獲得後、金日成は朝鮮人民軍・秘密警察・監獄・精神病院の暴力と相互監視・密告の制度と「朝鮮人民革命軍」の虚構をつかって朝鮮民衆を、政治・経済・文化・思想のあらゆる領域で、抑圧・支配してきた。民衆の怒りが極限に達し、この政権が全面的に崩壊する日は遠くないとわたしは確信しているが、しかしその日は、すさまじい権力犯罪と民衆のいたましい犠牲が明るみにだされる日ではないかというおそれを感じている。

「閉鎖社会からの解放、そして朝鮮統一」(『民壽』10号)で、わたしは、偽造された「朝鮮人民革命軍」の分析・批判をおこなった。帝国主義批判ぬきの「社会主義」批判は、天皇(制)と日本帝国主義者の歴史的犯罪を許してしまうが、帝国主義批判を前提として反民衆的な金日成・金正日政権の実体・本質を解明することは北の同胞の苦難の日を一日も早く終わらせるために在日朝鮮人がなしえ、なすべきことのひとつだと思う。

貧富の格差を大きくしながら経済を「発展」させてきた韓国で、いま民衆は、民主・民生をもとめてたたかっている。ドイツ再統一(西ドイツによる東ドイツ併合)はドイツの帝国主義・国家主義・排外主義を強化した。かつての帝国主義国の統一とかつての植民地の統一とは歴史的意味が違うが、南北朝鮮の再統一を、ドイツのような再統一としないために、わたしも努力していきたい。

……

「八・一五」以後、日本はそれまでの数十年間にアジアから人のいのちと労働力と資源と産物を奪いつつ構築したインフラストラクチャーを基礎とし、朝鮮戦争のさいの「特需」を契機として、経済を成長させてきた。

おくれて出発した帝国主義国日本も先行したヨーロッパ・アメリカ帝国主義国も、その創成期から現在にいたるまで、多くの人のいのちと物資を他国・他地域から奪ってきた。

もし、帝国主義諸国が、これまでに奪った民衆のいのちに最低一人につき一億円以上の謝罪金を支払い、大地を先住民に返し、奪った資源、産物のすべてを現物もしくは金銭で弁済するならば、すべての帝国主義国は崩壊するだろう。帝国主義諸国の「繁栄」は、第三世界・植民地からの膨大な収奪を前提としている。

アジアの民衆から日本は、これまでどれほど多くのいのちとものを奪ってきたか！ひとのいのちは金銭にかえられないが、日本は、アジアの民衆に数千兆円あるいはそれ以上の借財を負っている。

帝国主義批判なしに「社会主義」を否定する人たちは、数世紀にわたる帝国主義者の歴史的犯罪を許容する地点にたっている。

……

朝鮮人にとっては、①植民地時代の親日批判、②韓国軍のベトナム侵略総括が大きな課題である。

朝鮮が日本の植民地とされていた時代に、日本帝国主義者に積極的に協力した朝鮮人はすくなくなかった。親日派なしに日本帝国主義者は朝鮮を植民地としつづけることはむつかしかっただろう。親日派の歴史的責任は重い。しかし、朝鮮民衆は、いまだ、親日派にたいする批判を充分にはなしえていないし、ベトナム侵略を総括しえていない。1962 年から十数年間韓国大統領であった朴正熙は、抗日戦誌に敵対した「満洲国軍」の兵士であったし、つづく韓国大統領全斗煥、盧泰愚は、ベトナム侵略韓国軍の将校であった。

1991 年はじめ、盧泰愚政権下で韓国軍は、USA のアラブ侵略戦争に参戦した。

「八・一五」の四五年九か月後、日本軍はふたたび海外に出兵した。

日本のアジア侵略の総括は、基本的には日本人の課題であろう。だが、朝鮮人が、親日派批判を深めようとするとき、民衆の友であるかのようにして日本民衆を侵略戦争にかりたてた日本人の分析は有効であると思われる。民衆の「信頼」を前提として朝鮮民衆の「皇民化」に協力した親日派の生きかたは、日本の「解放の父」の生きかたと、いくぶんかはにかよっている。

……

「八・一五」以前に、朝鮮民衆と日本民衆の共通の敵はなんであったのか？ そして、現在の敵は？

今後、それぞれの場における運動をともにささえあっていくことを展望しつつ、帝国主義批判、「社会主義批判」、「反差別・侵略」批判を多くの人と共同してすすめていきたい。

1991 年 6 月 15 日

2） 松本治一郎は、1940 年 3 月に議会で「私ハ昨年ノ十一月衆議院代表皇軍 慰問團ニ参加致シマシテ、北支方面ニ参ツ タノデアリマスル」とのべている（『第 75 回帝国議会衆議院本会議録　第二十六号』千九百四十年 3 月 14 日）。

3） 松本治一郎の「選挙公報」の写真が、『「いのち・愛・人権」九州展報告書』（同実行委員会、1987 年 11 月）。

4） 『大木操関係文書』操関係文書』の「斎藤隆夫演説削除問題資料」一六（「主たる反対棄権者調」にも同様の記述がある。

5） 1988 年 9 月に平野一郎は部落解放研究所から『オール・ロマンス事件　差別行政の糾弾闘争』を出している。同書の冒頭部に平野一郎は、「日本国憲法の制定にあたっては、十四条「法の下の平等」として、「社会的身分または門地により」差別されないという条文が、松本〔治一郎―筆者〕の強い意向としてうたわれました」、いう虚偽を書いている（6 頁）。

同書には、「資料1『オール・ロマンス』事件糾弾要綱」として1951年11月15日に部落解放全国委員会京都府連合会（浅田善之助委員長）が発表した「われわれは、市政といかに闘うか」の全文がつけられており、同書全体がこの文書の解説書になっている。朝鮮戦争のさなかに発行された雑誌『オール・ロマンス』に掲載された小説「特殊部落」は、主要登場人物すべてが朝鮮人であり、京都の被差別部落に住む朝鮮人を差別的に表現した小説であった。

6）『第七十九回帝国議会衆議院建議委員会議録（速記）第七回』1942年3月27日（https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=007910803X00719420324&current=9）。

7）『部落解放』2023年3月増刊号（852号）、73頁、74頁、75頁。2020年5月に「西光万吉文化・平和活動奨励賞実行委員会」（実行委員長：川口正志、事務局長：飯田敬文）3回総会が開かれた。この会議のとき朝治武を選考委員として補充することが承認された（『解放新聞』2023年10月15日）。

8）他に、金靜美「朝鮮の被差別民『白丁』―日帝下における生活と解放運動」、『喊声』第5号、1983年。金靜美「衡平運動の過去と未来―衡平社創建六〇周年にあたって」、『差別とたたかう文化』13、1984年。「十九世紀末・二十世紀初頭における『白丁』」、飯沼二郎・姜在彦編『近代朝鮮の社会と思想』未来社、1981年。金靜美文責「朝鮮独立運動と衡水連帯の試み」、金永大『朝鮮の被差別民衆　「白丁」と衡平運動』1988年7月、解放出版社、220～270頁、など参照。

日本人の先駆的な衡平運動史研究として、池川英勝「朝鮮衡平運動の史的展開過程―後期運動を通じて―」、（『朝鮮学報』第88輯、1978年7月）、池川英勝「朝鮮衡平運動の展開過程とその歴史的性格」（西順蔵・小島晋治編『アジアの差別問題』明石書店、1986年）がある。

「朝鮮衡平社創立100周年」を「特集」している『部落解放』2023年11月号に、朝治武「水平社と衡平社の連帯に関する重要史料」が掲載されている。この論文の末部に朝治武は、1927年5月の全国水平社第7回大会の議案「朝鮮衡平社提携の件」に触れて、「この史料が先行研究において使用されることがなかったのは、研究史の重大な欠陥……」と書いている（35頁）。池川英勝は「朝鮮衡平社提携の件」を35年以上前に、精緻に分析している。ところが、2023年11月の7か月前の2023年4月に出版された水野直樹編『植民地朝鮮と衡平運動　朝鮮被差別民のたたかい』（解放出版社、執筆社：朝治武・水野直樹ら16人）に朝治武は、「朝鮮衡平社提携の件」について記述している（142～144頁）。また、水野直樹は、「帝国日本のなかの部落問題」（『部落解放』822号、2022年6月）で、1924年11月、ソウルで日本人によってつくられた「朝鮮水平社」についてふれ、「これまでの研究ではまったく言及されていない」としている（52頁）。金靜美は、前掲「朝鮮独立運動と衡水連帯の試み」で、「朝鮮水平社」のソウルでの不審な動きについて指摘している（229～230頁）。

参考文献

朝治武 , 1995,「近年の水平運動史研究」『部落解放研究』103 号 . pp.72-84.

朝治武・黒川みどり・関内寛・藤野豊 , 2002,『「水平社伝説」からの解放』. かもがわ出版 .

朝治武 , 2005,「戦争責任と部落解放運動史研究」,『部落解放』553 号、pp.20-28.

朝治武 , 2012,「水平社宣言の歴史的意義」, 朝治武・守安敏司編 ,『水平社宣言の熱と光』. 解放出版社 . pp. 68-113.

朝治武 , 2020,「全国水平社創立宣言の歴史的意義」、『ルシファー』23 号、水平社博物館、2020 年、11-29.

朝治武 , 2024,「ファシズム化の進行と水平運動の変容」(〈部落解放史の最前線〉第 15 回)、『部落解放』第 850 号 . pp.121-129.

朝治武 , 2024,「総力戦体制と水平運動の終焉」(〈部落解放史の最前線〉第 16 回) ,『部落解放』第 851 号 . p.133.

部落解放同盟大阪府連合会 , 2022,『水平時評』. 227 号 .

FACTA 編集部 , 2011,「『福岡の大富豪』松本環境相の泣き所」『FACTA』2011 年 4 月オンライン https://facta.co.jp/article/201104026.html

藤野豊 , 1994,「特殊部落」観克服の模索」、『部落問題研究』128 号 . 部落問題研究所 . pp.27-40.

平野一郎 , 1989,『人間解放の視座』解放出版社 .

平野一郎 , 1992,『松本治一郎・小伝』. 解放出版社 .

飯田敬文 , 2023, 飯田敬文「水平社宣言から一〇一年目を迎えて」『部落解放』(増刊号) . pp.73,74,75.

解放出版社 (編) , 1977,『不可侵 不可被侵　松本治一郎対談集』解放出版社 .

加藤昌彦 , 2005,「西光万吉と和栄政策」,『部落解放』. 解放出版社 . pp.72-9.

加藤昌彦 , 2007,『水平社宣言起草者西光万吉の戦後　非暴力政策を掲げつづけて』. 明石書店 .

金靜美 , 1988,「高麗革命党事件の歴史的背景」、および「朝鮮独立運動と衡水連帯の試み」, 金永大 ,『朝鮮の被差別民衆　「白丁」と衡平運動』. 解放出版社 . pp.148-150, 220-270.

金靜美 , 1989,「朝鮮独立･反差別･反天皇制――衡平社と水平社の連帯の基軸はなにか」,『思想』, 岩波書店 . pp.86-124.

金靜美 , 1996a,「国民国家日本と「日本人「移民」,『岩波講座　現代社会学　15』. 岩波書店 . pp.109-132.

金靜美 , 1996b,『故郷の世界史　解放のインターナショナリズムへ』. 現代企画室 .

小早川明良 , 2023,『広島の部落解放運動　県水平社創立一〇〇年』. 部落解放同盟広島県連合会 . pp.13-144.

小早川明良 , 2025,「部落解放運動と戦争責任」、部落解放・人権政策の確立を求める広島県民集会実行委員会『2025 部落解放・人権政策の確立を求める第 54 回広島県民集会討議資料』.

小早川明良 , 2009,「国民を自覚する装置――部落問題研究の新たな枠組みのために――」. 社会理論・動態研究所編『理論と動態』, pp.76-93.
松本治一郎 , 1947,「荊冠旗は血に染む　水平社運動廿五年」、『政界ジープ』. ジープ社 , p.6.（『政界ジープ』は、関東軍防疫給水部、通称「731 部隊」の結核班班長であった二木秀雄が 1946 年に創刊した雑誌である（加藤哲郎『「飽食した悪魔」の戦後　731 部隊と二木秀雄「政界ジープ」』花伝社、2017 年、参照」.）
松本治一郎 , 1948,『部落解放への三十年 . 近代思想社 .
松本治一郎 , 1954,「戦う水平社運動」,『文藝春秋臨時増刊　読本・現代史』文藝春秋社 .p. 51.
師岡佑行 , 1992,『西光万吉』. 清水書院 .
大蔵省印刷局 , 1940,『官報号外：第七十五回帝国議会衆議院議院議事速記録　第二十一号』
大蔵省印刷局 , 1943,『官報号外：第八十一回帝国議会衆議院議院議事速記録　第十号』
大阪人権博物館 , 2010,『ビジュアル部落史』. 大阪人権博物館 .
西光万吉 , 1974,「災天に夢みる者 ,『西光万吉著作集』第 2 巻、濤書房 . pp.85–88.
水平同志会編 , 2006,『松本治一郎：伝記』水平同志会 .「代価」38000 円。
高橋貞樹 , 1992,『被差別部落一千年史』. 岩波書店 .
友永健三 , 2015,『部落解放を考える　差別の現在と解放への探求』解放出版社 . 95-96 頁 .
吉田智弥 , 2002,『忘れさられた西光万吉　現代の部落「問題」再考』. 明石書店 .
山口直樹 , 2024,「市民科学と臣民科学　西光万吉の科学観を中心に」(1)、『市民研』第 223 号 . 市民科学研究室 .pp.1-8.
全国水平社 , 1924,「衡平社と握手 ,『水平新聞』.

［付記 1］

広島部落解放研究所から、『広島部落解放研究』32 号特集（主題 「部落問題研究と戦争責任：新しい関係の創造のために」）に執筆を依頼されたのは、昨年 2024 年 2 月だった。

同編集委員会は、特集の趣旨に、

「本特集は、全国水平社の戦争責任問題を蔑ろにした部落問題研究への批判と自己批判の場として設けられる。とくに朝鮮人研究者からの、研究も含めた部落解放運動総体への批判は、民族浄化、ジェノサイドが日常化する今日、ますます重要になっている。それは、部落解放運動の常套句ともいえる「平和の基礎は人権」という思想を問う」

「被差別部落民は、内部に差別―被差別を抱え、かつ絶対的な主権を主体化することで朝鮮人にたいして抑圧者であった」

と書いている。

わたしは、驚いた。

全国水平社とその指導部、部落解放運動のアジア太平洋侵略戦争への協力について、研究者や関係者は意識的に無視しようとしているのではないか、と考えていたからである。

わたしは日本人部落問題研究者のこのような本質的な発言を聞いたことがなかった。

本稿は、この発言を受けて、書いたものである。

[付記 2] 三重県木本町（現、熊野市）での朝鮮人虐殺と水平社

『紀南新報』1926 年 1 月 27 日号に掲載された「木本事件調査　水平社幹部と鮮人記者退町」と題する記事には、次のように書かれている。

> 「木本事件眞相調査に來木した全國水平社本部員日本農民組員三重縣聯合會長上田音吉（ママ）▲時代日報社日本特派員辛泰嶽▲辛戴鎔▲金達桓の四氏は昨報の如く郡役所警察署等を訪ひ當時の實状を聽取し尚ほ現場實地調査をなし、辛戴鎔、金達桓の二氏は廿九日夜上り汽船に乘り歸途についたが上田、辛泰嶽二氏は一泊、二十七日役場を訪ひ加田町長、栃尾助役と面談、更に騒擾事情を聽き將來紀勢鐵道工事進捗と共に多數鮮人土入込むであらうからその時は今回の如き事件を再び繰返さざるやうに留意されたいと希望し退出したが今夜の下り汽船で鳥羽へ向ふはず」。

辛泰嶽（シンテアク　1902 年生）は、は 1902 年に咸鏡北道北霊で生まれ、1920 年に慶城工業大学を卒業し、在学中に三一運動の学生代表として参加し、6 か月間服役した。1922 年 12 月、保安法違反で逮捕され、1923 年 2 月に新義州地方裁判所から懲役 1 年と保護観察 2 年の判決を受けた。その後、日本に行き、1924 年 9 月の関東大虐殺の時、「朝鮮人犠牲者追悼会」の一人として活動した（『朝鮮日報』1926 年 1 月 21 日・『東亜日報』1926 年 1 月 22 日）。1931 年に日本の高等公務員試験の司法部に合格し、1932 年 4 月にはソウルで弁護士として開業した。1932 年 12 月には安昌浩の治安法違反を弁護し、1933 年 4 月には韓国弁護士会の理事および京城韓国弁護士会の会員となった。

1942 年 5 月の日本の衆議院選挙（翼賛選挙）に立候補したが、選挙法違反で 8 か月の懲役刑を言い渡された。

1945 年 6 月には親日メディア組織である韓国報道保護協会の理事を務め、7 月には「徴兵支援と一般市民への戦争支援」を提唱する戦時協力組織である全国同志協会を組織した。

日本敗戦後、1946 年にソウルで弁護士になった。1949 年 4 月、反民間人特別委員会に逮捕され、8 月に特別検察庁から保護観察処分を受けた。同年 10 月に朝鮮人民党の宣伝部長になった。朝鮮戦争中、1951 年 12 月に自由党監察官、1952 年に自由

党創立準備委員会、1953 年に自由党監察官を務めた。1980 年 10 月 31 日に死去。

1926 年 1 月、三重県木本町で朝鮮人労働者が住民に虐殺された当時、上田音市氏は、三重県水平社委員長だった。

1989 年 6 月 8 日に創立された三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者（李基允・裵相度）の追悼碑を建立する会の『会報』7 号（1990 年 2 月 10 日）には、「上田音市さんを訪ねて」と題する次の報告が掲載されている。

「11 月 27 日、金靜美さんと、上田音市さんに会いに行った。上田音市さんは、木本事件が起きた当時、三重県水平社委員長をしていて、木本まで調査に行った人だ。もう 80 歳を越えているのに、まだまだ元気な感じの人だった。

上田音市さんの話によると、上田さんは事件後二度木本に調査に行っているとのことだった。木本の警察に抗議に行き、「こんな事件を許していいのか」と署長を怒鳴りつけたそうだ。そのときに現地で抗議集会もやったということで、そのときは木本の住民もたくさん参加して、かなり大きな集会になったということだ。当時、木本住民の中で事件について大変残念に思った人も多くいたという。会の呼びかけ文の中にも抜粋されている、上田音市の書いた事件の調査報告が掲載されている 1925 年の『水平新聞』のコピーをもらった。上田さんは、朝鮮人に対して「鮮人」の蔑称を使ってはいなかったということである（上田さんの調査報告には、「鮮人」と書かれている）。朝鮮人と連帯してつねに一緒に闘ってきたということだ。

木本事件のことは、今でもはっきりと記憶に残っているようだった。当時、上田さんにとっても、非常に大きな印象を残した事件だったのだということを感じた。

話を聞きに行ったときにほかにも用事があるらしく、そんなにゆっくりとお話をキ聞けなかった（1 時間くらい）。呼びかけ文に名前を連ねてもらった。事件のことをもっと詳しく知るために、これからたびたびもといろいろなお話を聞かせてもらうべきだと思った。帰りぎわにトイレで会って、「若い人がどんどんがんばって下さい」と言われた。　杉山正和　記」

上田音市氏は、木本町に行ってきたあと、『水平新聞』1926 年 3 月 15 日号（全国水平社機関紙）に、「東京震災当時を想はする鮮人（ママ）同胞撲殺事件の真相」を書いている。

上田音市氏は、水平社本部中央委員・政治部長、三重県水平社委員長となり、1939 年に、三重県厚生会理事長になり、1940 年に、部落厚生皇民運動に参加した。日本敗戦後、1951 年から 1953 年まで部落解放全国委員会書記長。1975 年から国民融合をめざす部落問題全国会議代表のひとりになった。1999 年死去。

Abstract

Revealing the Facts and Releasing Anger:
After Publishing of *Research on the History of the Suiheisha Movement*

Since its founding in March 1922, the Suiheisha (an organization of Burakum in social activists) operated on the premise of Japan's colonial rule over Korea, and its ideological foundation was closely tied to Japanese nationalism and imp erial ideology.

Even today, most Japanese scholars who research Buraku history have not been able to critically and autonomously repudiate Japan's aggression against other regions and countries. Although Japanese history is inseparable from As ian and world history, the history of the Suiheisha movement has long been stu died within a narrowly national framework, as a movement for the "liberation" (or benefit) of the Japanese people. At present, only a very small number of Jap anese researchers of the Suiheisha have attempted to overcome their own natio nalistic standpoint. As a result, the ethnic-discriminatory aspects of the Suihei sha movement, particularly toward other Asian peoples, have rarely been broug ht to light.

The Suiheisha's attempts to "build solidarity with the Korean Kōheisha" were themselves based on the assumption of Japan's colonial rule over Korea. The Suiheisha never systematically opposed the colonial domination of Korea by the Japanese nation-state. In 1937, it became an even more explicitly imperialist and nationalist organization than at the time of its founding, and actively suppo rted Japan's war of aggression in the Asia-Pacific region.

Even after Japan's defeat in August 1945, the emperor system was not abolish ed. The Buraku Liberation League (the successor to the Suiheisha) has conti nued to obscure its wartime complicity and has not taken responsibility for its historical actions.

Keywords: Kōheisha, Suiheisha, critique of ethnic discrimination, era of aggressi on, world history

キム チョンミ（三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者（李基允・裵相度）の追悼碑を建立する会・紀州鉱山の真実を明らかにする会・海南島近現代史研究会の会員）